

# 青森県報

号外第二号

平成十八年  
一月一日  
(日曜日)

## 目次

### 訓 令

青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令……………(防災消防課) ……一

### 告 示

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経 理 課) ……一

### 教育委員会

市町村の合併に伴う関係規則の整理に関する規則……………(職員福利課) ……三

教科用図書採択地区の一部改正……………(義務教育課) ……四

### 人事委員会

人事委員会規則七 五一(へき手当等)の一部を改正する規則……………(職 員 課) ……四

### 公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則及び青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………(企画政策課) ……五

## 訓 令

青森県訓令甲第一号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令

青森県防災行政用無線通信規程(平成十二年四月青森県訓令甲第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表中「南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字山神堂」を「平川市碓ヶ関字山神堂」に、「三戸郡名川町大字高瀬字南沢山」を「三戸郡南部町大字高瀬字南沢山」に改める。

### 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

## 告 示

### 青森県告示第二号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成十八年一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

### 第一号の表中

「 木造支店

つがる市木造若宮

」を

「 木造支店

つがる市木造若宮

尾上支店

平川市中佐渡南田

平賀支店

平川市柏木町藤山

」に改め、



津軽みなみ農業協同組合葛川支所  
津軽みなみ農業協同組合大坊支所  
津軽みなみ農業協同組合

南津軽郡平賀町大字葛川  
南津軽郡平賀町大字大坊  
平川市本町北柳田

津軽みなみ農業協同組合平賀支所  
津軽みなみ農業協同組合竹館支所  
津軽みなみ農業協同組合新屋支所

平川市本町北柳田  
平川市唐竹母原  
平川市尾崎稲元

津軽みなみ農業協同組合松崎支所  
津軽みなみ農業協同組合柏木支所  
津軽みなみ農業協同組合葛川支所

平川市松崎亀井  
平川市柏木町柳田  
平川市大坊竹内

津軽みなみ農業協同組合大坊支所  
津軽みなみ農業協同組合葛川支所  
津軽みなみ農業協同組合大坊支所

平川市大坊竹内  
平川市葛川大川添  
平川市大坊竹内

まへち農業協同組合名川中央出張所  
まへち農業協同組合剣吉出張所  
まへち農業協同組合名川支店

三戸郡名川町大字上名久井  
三戸郡名川町大字斗賀  
三戸郡名川町大字平

まへち農業協同組合名川中央出張所  
まへち農業協同組合剣吉出張所  
まへち農業協同組合名川支店

三戸郡南部町大字上名久井  
三戸郡南部町大字斗賀  
三戸郡南部町大字平

まへち農業協同組合名川中央出張所  
まへち農業協同組合剣吉出張所  
まへち農業協同組合名川支店

三戸郡南部町大字上名久井  
三戸郡南部町大字斗賀  
三戸郡南部町大字平

**教 育 委 員 会**

市町村の合併に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十八年一月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第一号

市町村の合併に伴う関係規則の整理に関する規則

(青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正)

第一条 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和三十一年四月青森県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項の表中南教育事務所の項中

弘前市、黒石市、  
中津軽郡、南津軽郡

を

弘前市、黒石市、平川市、  
中津軽郡、南津軽郡

に改める。

(青森県立学校学則の一部改正)

第二条 青森県立学校学則(昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一 青森県立弘前南高等学校の項の次に次のように加える。

青森県立岩木高等学校	弘前市大字駒越	全日制の課程	普通科	三年
------------	---------	--------	-----	----

別表第一 青森県立黒石高等学校の項の次に次のように加える。

青森県立尾上総合高等学校	平川市高木松元	全日制の課程	総合学科	三年
		定時制の課程	普通科	三年以上

別表第一 青森県立岩木高等学校の項、青森県立尾上総合高等学校の項及び青森県立百石高等学校の項を削り、同表青森県立六戸高等学校の項の次に次のように加える。

青森県立百石高等学校	上北郡おいらせ町苗平谷地	全日制の課程	普通科	商業科	食物調理科	三年
------------	--------------	--------	-----	-----	-------	----

別表第一青森県立五所川原農林高等学校の項の次に次のように加える。

青森県立柏木農業高等学校	平川市荒田上駒田	全日制の課程	農業科 農業機械科 食品科学科 環境緑地科 生活科学科	三年
--------------	----------	--------	---	----

別表第一青森県立柏木農業高等学校の項を削り、同表青森県立名久井農業高等学校の項中「名川町」を「南部町」に改める。

(青森県立聾学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第三条 青森県立聾学校の通学区域に関する規則(昭和四十二年三月青森県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表弘前学区の項中「つがる市」の下に「平川市」を加え、同表八戸学区の項中「百石町」を削り、「下田町」を「おいらせ町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条中青森県立学校学則別表第一の改正規定(青森県立岩木高等学校に係る部分に限る。 ) は同年二月二十七日から、同表の改正規定(青森県立百石高等学校に係る部分に限る。 ) 及び第三条中青森県立聾学校の通学区域に関する規則別表八戸学区の項の改正規定は同年三月一日から施行する。

青森県教育委員会告示第一号

昭和四十七年十一月十四日青森県教育委員会告示第五号(教科用図書採択地区)の一部を次のように改正する。

平成十八年一月一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

表南黒地区の項中「黒石市」の下に「平川市」を加える。

人 事 委 員 会

人事委員会規則七 五一(へき地手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年一月一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 五一(へき地手当等)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 五一(へき地手当等)の一部を次のように改正する。

別表第一の小学校の表中

「いわさき小学校 西津軽郡深浦町大字岩崎字松原一三」を

「いわさき小学校 西津軽郡深浦町大字黒崎字小浜一五八の四」に、

「鳥舌内小学校 三戸郡名川町大字鳥舌内字七ツ役二の一」を

「鳥谷小学校 三戸郡名川町大字鳥谷字青鹿長根二七」に、

「鳥舌内小学校 三戸郡南部町大字鳥舌内字七ツ役二の一」を

「鳥谷小学校 三戸郡南部町大字鳥谷字青鹿長根二七」に、

「小国小学校 南津軽郡平賀町大字小国字川原田二二の一」を

「小国小学校 南津軽郡平賀町大字小国字川原田二二の一」を

葛川小学校 南津軽郡平賀町大字葛川字家岸一三

小国小学校 平川市小国川原田一二の一

葛川小学校 平川市葛川家岸一三

別表第一の中学校の表中

小国中学校 南津軽郡平賀町大字小国字川原田一二の一

葛川中学校 南津軽郡平賀町大字葛川字家岸一三

小国中学校 平川市小国川原田一二の一

葛川中学校 平川市葛川家岸一三

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、いわさき小学校に係る改正規定は、平成十七年十一月二十二日から適用する。

### 公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則及び青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年一月一日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第一号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則及び青森県道路交通規則の一部を改正する規則

(交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部改正)

第一条 交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則(昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 黒石警察署の項中

南津軽郡平賀町大字柏木町字藤山二九番地二二

平川市柏木町藤山二九番地二二

に改める。

別表第二 黒石警察署の項中

南津軽郡尾上町大字猿賀字南田一〇番地五

南津軽郡尾上町大字南田中字村内八二番地五

南津軽郡平賀町大字松崎字亀井二二番地五

平川市猿賀南田一〇番地五

平川市南田中村内八二番地五

平川市松崎亀井二二番地五

南津軽郡尾上町大字日沼字高田一〇四番地一一

平川市日沼高田一〇四番地一一

に改め、同表大鰐警察署の項中

南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字山神堂一二三番地二二

を

平川市碓ヶ関山神堂一二三番地二二

に改め、同表八戸警察署の項中

「三戸郡福地村大字福田字館先一七番地一」

を

「三戸郡南部町大字福田字館先一七番地一」

に改め、同表三戸警察署の項中

「三戸郡名川町大字斗賀字久保田二番地四」

「三戸郡名川町大字平字広場二八番地五」

を

「三戸郡南部町大字斗賀字久保田二番地四」

「三戸郡南部町大字平字広場二八番地五」

に改める。

(青森県道路交通規則の一部改正)

第二条 青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)の一部を

次のように改正する。

別表東北縦貫自動車道弘前線の項中「青森県南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字諏訪平 秋田県境から」を「青森県平川市碓ヶ関諏訪平 秋田県境から」に改め、同表一般国道七号線の項中「青森県南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字西碓ヶ関山国有林三十二林班から」を「青森県平川市碓ヶ関西碓ヶ関山国有林三十二林班から」に改め、同表一般国道百四号線の項中「青森県三戸郡名川町大字剣吉字堤ノ上八番地一まで」を「青森県三戸郡南部町大字剣吉字堤ノ上八番地一まで」に改め、同表一般国道二百八十二号線の項中「青森県南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字西碓ヶ関山国有林二十八林班から」を「青森県平川市碓ヶ関西碓ヶ関山国有林二十八林班から」に、「青森県南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字西碓ヶ関山国有林三十二林班まで」を「青森県平川市碓ヶ関西碓ヶ関山国有林三十二林班まで」に改め、同表県道弘前環状線の項中「青森県南津軽郡尾上町大字新山字松橋百三十一番地七まで」を「青森県平川市新山松橋百三十一番地七まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭